

平成29年7月4日

保護者の皆様へ

京都市立大宅中学校
校長 棕 本 久 雄

台風等に伴う「特別警報」，「暴風警報」に対する 非常措置について

盛夏の候，保護者の皆様におかれましては，益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
日頃は，本校教育にご理解，ご協力をいただき，誠にありがとうございます。

さて，台風等により京都南部または，京都・亀岡に「特別警報」または「暴風警報」が発令された場合には，下記のような措置をとりますので，**テレビ，ラジオ，インターネット等の情報に充分注意して対応していただきますようお願い申し上げます。**

なお，京都市の場合は，各種注意報・大雨洪水警報などの場合は臨時休業とはなりませんので，充分ご注意ください。（対象は「特別警報」と「暴風警報」です。）

記

1. 「特別警報」について

- (1) 登校前に発令された場合は，「特別警報」が解除されるまでは，命を守る行動をとることを優先し，登校を見合わせ，自宅待機させて下さい。
- (2) 「特別警報」解除された場合は，次の措置をとります。

午前0時までに解除になった場合	5校時から始業（給食は中止）
午前0時現在、特別警報発令中の場合	臨時休業

在校中に発令された場合は，気象状況，帰宅に要する時間，通学路の状況，家庭状況などに十分配慮し，帰宅させるかどうかを決定します。不測の事態においては，保護者と連絡がとれるまでは，学校にて留め置くことといたします。

2. 「暴風警報」について

- (1) 登校前に発令された場合は，「暴風警報」が解除されるまでは，登校を見合わせ，自宅待機させて下さい。
- (2) 「暴風警報」解除された場合は，次の措置をとります。

午前 7時までに解除になった場合	平常授業
午前 9時までに解除になった場合	3校時から始業
午前11時までに解除になった場合	5校時から始業（給食は中止）
午前11時現在，警報発令中の場合	臨時休業

在校中に発令された場合は，気象状況，帰宅に要する時間，通学路の状況，家庭状況などに十分配慮し，帰宅させるかどうかを決定します。不測の事態においては，保護者と連絡がとれるまでは，学校にて留め置くことといたします。

以上，お子様にもその旨，ご指導いただきますようお願いいたします。

保存版

平成 29 年 7 月 4 日

保護者の皆様へ

京都市立大宅中学校
校長 棕 本 久 雄

地震に対する非常措置について

盛夏の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
日頃は、本校教育にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、京都市において震度 5 弱以上の地震があった場合は、下記のような措置をとりま
すので、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に注意してください。

記

1. 登校前に発令された場合

(1) 震度 5 弱以上の地震が発生した時は、臨時休業とします。

※下校後、深夜 0 時までに発生した場合は、翌日を臨時休業に、深夜 0 時以降、登
校までに発生した場合は、当日を臨時休業にします。

※休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの日を臨時休業としま
すが、安全が確認でき、授業を実施する場合は、ホームページやテレホンサー
ビス(075-574-0555)により、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合は、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改
めて学校から連絡します。

2. 在校中に発生した場合

下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、安全確認ができれば保護
者と連携を図り下校措置をとる場合があります。

以上、非常措置となりますので、ご理解・ご協力のほど重ねてお願いいたします。また、
お子様にもその旨、ご指導いただきますようお願いいたします。